(目的)

- 第1条 この規程は、愛知学院大学(以下「大学」という。)の学部学生に発行する愛知学院大学学生証(以下「学生証」という。)に関する必要な事項を定めることを目的とする。 (学生証の発行)
- 第2条 学長は、学生が大学に入学したとき、又は転籍したときに、学生証を発行するものとする。

(学生証の有効期間)

- 第3条 学生証の有効期間は、発行の日から大学学則第4条第1項に定められた修業年限の期間とする。ただし、1年次以外へ入学、転籍する場合は、発行の日からその年次に応じた修業年限の期間とする。
- 2 有効期間満了により再発行する学生証の有効期限は、卒業予定学期の末日とする。 (遵守事項)
- 第4条 学生は次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 学生は、学生証を常に携帯しなければならない。
 - (2) 学生は、教職員から学生証の提示を求められたときは、直ちにこれを提示しなければならない。
 - (3) 学生は、学生証を他人に貸与又は譲渡してはならない。

(学生証の再発行)

- 第5条 次に掲げる場合には、学生は当該学生証を添えて再発行の手続きをしなければならない。
 - (1) 学生証を破損したとき。
 - (2) 学生証の有効期間が過ぎてなお在籍するとき。
 - (3) 学生証の記載事項に変更が生じたとき。
- 2 学生証を紛失した場合には、再発行手数料を添えて再発行の手続きをしなければならない。なお、紛失した学生証が発見されたときは、旧学生証を返還しなければならない。 (学生証の返還)
- 第6条 卒業、退学又はその他の事由により大学の学籍を離れたとき、学生は学生証を直ち に学長へ返還しなければならない。
- 2 転籍により当該学科の学生証の発行を受けた場合においては、転籍前の学科の学生証を 返還しなければならない。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、学生部学生課において処理する。 (社会)

第8条 この規程の改廃は学生委員会の議を経て、代表教授会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

この規程の施行の際に現に学生証の発行を受けている者については、この規程により発行を受けたものとみなす。